



2023年8月23日

各位

会社名 東リ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 永嶋 元博  
 (コード番号 7971 東証プライム市場)  
 問合せ先 常務執行役員管理本部長  
 荒木 陽三  
 (TEL:06-6494-6620)

プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況(変更)  
 並びにスタンダード市場への選択申請及び適合状況について

当社は、2021年12月15日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書(以下、計画書)」を、2023年6月22日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を提出し、その内容について開示しております。

今般、2023年4月1日に施行された株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、スタンダード市場への再選択の機会に際し、取締役会並びに経営会議での協議を重ねた結果、本日開催の取締役会でスタンダード市場への選択申請をすることを決議し、申請いたしましたので、お知らせいたします。

なお、スタンダード市場への選択理由及びスタンダード市場の上場維持基準への適合状況については以下のとおりです。

記

1. 当社のプライム市場上場維持基準への適合状況及び計画期間

当社の2023年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況はその推移を含め、以下のとおりとなっております。

		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均 売買代金
当社の適合 状況及び その推移	2021年6月30日時点※1 (移行基準日)	7,004人	326,022単位	81億円	48.7%	0.17億円
	2022年12月31日時点※2	—	—	—	—	0.27億円
	2023年3月31日時点※3	9,450人	344,512単位	87億円	51.5%	—
	上場維持基準	800人	20,000単位	100億円	35%	0.20億円
	適合状況	適合	適合	不適合	適合	適合
	当初の計画に記載した計画期間	—	—	2025年 3月31日	—	—

※1 東京証券取引所が移行基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 東京証券取引所が2022年1月から12月までの上場維持基準(売買代金基準)への適合状況を確認した結果の通知をもとに記載しております。

※3 東京証券取引所が2023年3月31日時点の上場維持基準(分布基準)への適合状況を確認した結果の通知をもとに記載しております。

2. 上場維持基準の適合に向けた取組みの実施状況及び評価

当社は2021年12月15日に公表しました計画書において、プライム市場の上場維持基準適合に向けた取組みの基本方針を定めました。適合に向けた各種取組みを進めた結果、株主数や流通株式数、1日平均売買代金等は増加いたしました。引き続きPBR(株価純資産倍率)の向上を目指して収益基盤の強化とIR活動の推進に努めてまいります。

### 3. スタンダード市場の選択理由

当社は、2021年6月30日時点(移行基準日)において、「流通株式時価総額」及び「1日平均売買代金」について不適合となり、計画に基づき、プライム市場の上場維持基準の充足に向けて、企業価値並びに市場認知度の向上に努めてまいりました。その結果、流通株式数の増加及び株価の改善が進んでおり、「1日平均売買代金」につきましては2022年12月31日時点で充足いたしました。また、「流通株式時価総額」につきましても、直近1ヵ月の株価より算出した場合、当社の試算では充足することになり、足下ではプライム市場上場維持基準は全て充足している状況となっております。

<参考>

・直近1ヵ月(7月24日～8月22日)の終値平均に基づく流通株式時価総額：123億円 ※1

・直近1ヵ月(7月24日～8月22日)の1日平均売買代金：1.38億円 ※2

※1 流通株式時価総額は2023年3月31日時点の流通株式数をもとに当社が算出を行ったものです。

※2 1日平均売買代金は東京証券取引所の日々の売買立会での売買高及び終値をもとに当社が算出を行ったものです。

しかしながら、今回の規則改正を受けて、経過措置期間中にプライム上場維持基準を充たした場合でも、今後の事業環境や金融市場環境等の外部要因の影響を受け、一時的に収益性が低下し、株価が下落する懸念もあり、将来的にプライム市場上場維持基準を充足できないことも考えられます。そして、安定的且つ継続的にプライム市場上場維持基準を充足できなかった場合、株主の皆様と与える影響は重大になるものと認識いたしました。

そのような中、改めて当社の事業規模及びグローバル事業の進捗など、様々な観点から上場市場について慎重に議論を重ねた結果、上場廃止等のリスクを回避し、株主の皆様が安心して当社の株式を保有・売買できる環境を確保することが最も適正であると判断いたしました。そして、スタンダード市場選択後もプライム市場で求められるレベルのコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進し、コア事業の強化及び事業領域の拡大に向けて経営資源を集中的に投下することが、当社グループの中長期的な成長と株主価値向上に資するものと認識し、スタンダード市場を選択することといたしました。

### 4. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

当社の2023年3月31日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は下表のとおりであり、当社は、スタンダード市場の上場維持基準のすべてに適合しております。

		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	月平均売買高	純資産の額
当社の適合状況	2023年3月31日時点	9,450人 ※1	344,512単位 ※1	87億円 ※1	51.5% ※1	58,207単位 ※2	408.9億円 ※3
スタンダード市場上場維持基準		400人以上	2,000単位以上	10億円以上	25%以上	10単位以上	正

※1 東京証券取引所が2023年3月31日時点の上場維持基準(分布基準)への適合状況を確認した結果の通知をもとに記載しております。

※2 2023年1月～6月における東証の売買立会での売買高を月次平均にして当社が算出を行ったものです。

※3 2023年3月31日時点の純資産の額を記載しております。

なお、当社は、スタンダード市場への上場の選択申請時点で、同市場全ての上場維持基準に適合している状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準の全てに適合している場合は、「スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画」の開示の必要はありません。

また、スタンダード市場への市場区分変更後におきましても、長期ビジョン及び中期経営計画「SHINKA Plus ONE」で掲げた重点目標指標の達成に向けて、引き続き、持続的な企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。また、企業価値向上とともに、IR活動の強化や機動的な資本政策を通じて、中長期的な株主価値向上にも引き続き取り組んでまいります。

### 5. スタンダード市場への市場区分の変更予定日

スタンダード市場への市場区分の変更予定日は2023年10月20日となります。

以上